

平成 31 年 2 月 19 日
公益財団法人東京観光財団

多摩・島しょ地域旅行商品造成促進事業業務委託【国内旅行者向け】
事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

多摩・島しょ地域は、豊かな自然など多くの観光資源が存在しているものの、旅行目的地としての認知度の向上が課題となっている。各種イベントが東京で開催される中、全国から集まる旅行者を多摩・島しょ地域へ送客するため、多摩・島しょ地域の観光資源を活かした旅行商品（体験コンテンツ）の開発及び販売を行うとともに、効果的な販売プロモーションを実施する。

ついては、企画力、実施能力等に最も優れた委託事業者を選定するため、標記業務における委託事業者をプロポーザル方式で募集し、企画審査会を実施する。

2 委託内容

仕様書のとおりとする。

3 事業提案上限額

金 30,000,000 円也

*上記金額には、消費税等諸税を含む総額とする。

4 契約の履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

(1) 公募開始及び希望申出受付開始

平成 31 年 2 月 19 日（火）

希望申出方法については、TCVB ホームページにて契約情報を参照のこと。

また、公募にあたっては、必ず仕様説明会に出席のこと。

(2) 公募締切

平成 31 年 2 月 25 日（月）正午まで

(3) 企画審査会への指名通知

平成 31 年 2 月 26 日（火）

(4) 仕様説明会の開催

平成 31 年 2 月 27 日（水）＊必ず出席のこと

(5) 質問の受付期間

平成 31 年 2 月 26 日（火）から 2 月 28 日（木）正午まで

(6) 質問への一斉回答

平成 31 年 3 月 6 日（水）

(7) 企画提案書及び見積書の提出期限

平成 31 年 3 月 15 日（金）12 時まで

(8) 企画審査会の開催

平成 31 年 3 月 20 日（水）

(9) 審査結果の通知

平成 31 年 3 月下旬（予定）

6 企画審査会に必要な提出物と提出方法

(1) 提出物

ア 企画提案書

企画提案書は仕様書を確認の上、原則下記に指定する順番にて A4 用紙にて提出すること。

出来る限りイラストや図を用いて読みやすいものとする。

また、以下の項目を必ず含めて作成すること。

- ① 全体的なスケジュール
- ② 受入体制の構築について
 - ・データ抽出及び分析手法についての具体的な提案
 - ・専門家等の候補についての提案
 - ・分析したデータや現地視察結果等を活用して、商品化を目指す体験コンテンツを選定する手法についての提案
 - ・地域の実情を踏まえた取組の内容等についての提案
- ③ 体験コンテンツの造成について
 - ・体験コンテンツの新規開発や磨き上げの手法についての提案
 - ・体験コンテンツの商品化に向けた具体的な提案
- ④ 販売促進について
 - ・体験予約サイト・特集ページの内容等についての提案
 - ・商品化した体験コンテンツの販路拡大に向けたプロモーションについての提案（プロモーションの手法や活用する媒体、期待される効果等）
 - ・契約期間内の体験コンテンツの送客目標についての提案（人数の目安や考え方等）

- ⑤ 実施体制
 - ・実施体制の整備にあたっての方針を示し、配置予定者の職とそれぞれの役割、作業体制等について、運営体制図を作成のうえ記載
※業務の一部を外注する場合は、外注予定者を明記すること。
 - ・本事業における業務責任者について、本事業と関連すると思われる、直近5年の主な業務実績の記載（実績がある場合のみ）
- ⑥ 過去実績について
 - ・過去3年以内の類似事業の受注実績の記載（実績がある場合のみ）
- ⑦ 効果測定について
 - ・効果測定方法及び分析の手法・内容についての提案

イ 見積書

- ・見積総額を明記すること。見積総額は消費税等の諸税を含んだ金額とする。
- ・仕様書の項目に沿って、できる限りブレイクダウンした内訳金額を記載すること。
- ・「4. 契約の履行期間」の期間中に発生する全てのランニングコストを見積総額に含めること。
- ・イニシャルコストとランニングコストは分けて記載すること。ランニングコストについては月額費用が分かるようにし、費用が発生する条件や単位も明記すること。

(2) 提出部数と提出体裁

提出物	社名、ロゴマーク等	会社印	提出部数
ア 企画提案書 *合わせて1冊の形状とし、左上をクリップで留めたもの（製本、ステープル留め等不可）	なし	なし	9部
	あり	なし	1部
イ 見積書 *各社の書式により提出可	なし	なし	9部
	あり	あり	1部

*上記に指定のあるものを除き、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。

(3) 提出方法及び提出場所

ア 提出方法

郵送又は持参とする（宅配便不可）

封筒に「多摩・島しょ地域旅行商品販売促進事業業務委託【国内旅行者向け】事業者選定企画審査会資料」と記載すること

イ 提出場所

公益財団法人東京観光財団 地域振興部

郵便番号 162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 2 階

(4) 注意事項

提出期限までに提出物が届かない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。

8 企画審査会

(1) 実施日

平成 31 年 3 月 20 日 (水)

(2) 実施場所

公益財団法人東京観光財団 外部会議室

(3) 各社の開始時刻

別途通知する。

なお、各社とも開始時刻の 10 分前には指定の場所で待機すること。

(4) 事業者による応募書類の説明及び提案

20 分以内とする

(5) 質疑応答

15 分程度とする

(6) 参加可能人数

各社 3 人以内とする

9 選考方法

企画審査会においては、公益財団法人東京観光財団が別途定める「多摩・島しょ地域旅行商品販売促進事業業務委託【国内旅行者向け】事業者選定企画審査会審査要領」に基づき選考を執り行う。評価基準については、下記のとおりとする。

(1) スケジュール及び運営体制について

- ・効率的かつ円滑な業務運営が行えるスケジュールであるか。
- ・業務にあたり、多摩・島しょ地域の関係者（市町村・観光協会・民間事業者等）と円滑に調整を行い、遅滞なく業務を開始し、特集ページの運用開始後について各種問い合わせや、問題発生時に迅速な対応が行える体制となっているか

(2) 受入体制の構築について

- ・利用するデータの選定及び活用、分析方法が、体験コンテンツの造成に寄与する提

案となっているか。

- ・地域の実情を踏まえた取組内容、実施方法はコンテンツの造成や誘客に役立つ内容であるか。
- ・専門家等によるアドバイス・サポート等は適切に行われる体制になっているか。

(3) 体験コンテンツの造成について

- ・旅行者を誘客できる魅力的な体験コンテンツを造成するノウハウがあるか。
- ・体験コンテンツの新規開発や既存コンテンツの磨き上げの手法は適切か。

(4) 販売促進

- ・体験コンテンツを販売する体験予約サイトの特集ページは販売に役立つものになっているか。また、サポートを含めた体制は十分か。
- ・体験コンテンツの販路拡大に向けたプロモーションの内容は適切か。
- ・販売目標に対する施策は十分か。
- ・造成した体験コンテンツを旅行者へ継続して販売できるような販売手法の提供が考えられているか。

(5) 価格の妥当性について

- ・提案された提案価格と経費内訳は妥当か

1 0 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を文書にて通知する。なお、審査内容に関わる質問に関しては一切受け付けない。

1 1 質問等

仕様書及び委託事業選定に関する質問については、質問受付期間中下記の E-Mail にて受け付ける。質問内容については、全て事務局で取りまとめた上で、指名通知を受けた全ての事業者に対し、一斉に回答する。

1 2 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては、一切返却しない。
- (3) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに辞退届を提出すること。

1 3 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課 (担当：中村・深田・丹下)
郵便番号 162-0801
東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 2 階
電話：03-5579-2682 FAX:03-5579-8785

E-Mail:chiiki@tcvb.or.jp